

2019年7月

日中社会保険協定の実効のための手続き 社会保険及び住宅積立金関連政策の改定

担当：平出・高

【『日中社会保険協定』の実効のための手続き】

『日中社会保険協定』が2019年9月1日に発効することが、日本国厚生労働省より明らかにされました（中国人的資源社会保障部からはまだ明確な情報が公布されていませんが、同時期に発効されることになるものと思われます）。

これにより、日本で厚生年金保険等に参加している駐在員の方が中国に派遣された場合、原則として派遣開始から5年間は中国での養老保険の加入が免除され、年金保険料の二重負担が解消されることとなります（5年を超えても、両国での関係機関が協議の上合意に達すれば中国での免除期間が延長されます）。これにより駐在員ひとりあたりの人件費コストを天津市で月額8万円程度、北京市で月額10万円程度減らすことができるようになります。

中国での年金制度の加入免除を受けるためには、日本の年金事務所等で、中国での加入免除が適用される旨の「適用証明書」を取得して、それを中国の社会保険機関等に提出する必要があります。

日本側では8月1日より「適用証明書」の申請・取得手続きが開始されますので、中国での加入免除の適用をうける方は、日本親会社・ご本社を通じて、所管の社会保険・年金事務所等で手続きを行って、「適用証明書」を取り寄せてください。

（ご参考までに日本での「適用証明書」申請書のフォーマットを添付いたします）

なお、今回の協定は年金的性格の保険が対象になりますので、中国での医療保険・失業保険・労災保険・生育保険については継続して拠出が必要です。

【社会保険及び住宅積立金に関する最新基数について】

2019年の北京市と天津市の社会保険及び住宅積立基数上下限が公表されました。いずれも7月分拠出額より新しい上下限基数を基に計算が必要です。

北京市は今回初めて社会保険の五つ保険の上下限基数を三つに区分しており、①養老保険・②失業保険及び⑤労災保険の基数上限は昨年より引き下げがされています。

(1) 北京市

項目	基数		調整	納付比率		
	下限	上限		会社負担	個人負担	計
①養老保険	(3387⇒)	(25401⇒)	毎年 7月	(20%⇒19%⇒) 16%	8%	27.00%
②失業保険	3613	23565		(1%⇒) 0.8%	0.20%	1.00%
③医療保険	(5080⇒)	(25401⇒)		10%	2%	12.00%
④生育保険	5557	27786		0.80%	-	0.80%
⑤労災保険	(5080⇒) 4713	25401⇒ 23565		0.2% ~1.9%	-	0.2% ~1.9%
⑥大額医療補助	-	-		-	36元/年	-
法定社会保険負担率合計				30.8% ~32.5%	10.2%+36元/年	41%~42.7%
①住宅積立金	(2120⇒) 2200	(25401⇒) 27786	毎年 7月	(11%~12%⇒) 5% ~12%	(11%~12%⇒) 5% ~12%	(22%~24%⇒) 10% ~24%
法定住宅積立金負担率合計				5% ~12%	5% ~12%	10% ~24%

(2) 天津市

項目	基数		調整	納付比率		
	下限	上限		会社負担	個人負担	計
①養老保険	3,364 変更なし	(16821⇒) 17613	毎年 1月 (上限 調整: 7月)	(20%⇒19%⇒) 16%	8%	27.00%
②失業保険				(1%⇒) 0.5%	0.50%	1.00%
③医療保険				10%	2%	12.00%
④生育保険				(0.8%⇒) 0.5%	-	0.50%
⑤労災保険				0.2% ~1.9%	-	0.2% ~1.9%
⑥大額医療補助				-	260元/年	-
法定社会保険負担率合計				30.2% ~31.9%	10.5%+260元/年	40.7%~42.4%
①住宅積立金	2,050 変更なし	(24,240⇒) 25,983	毎年 7月	(11%~12%⇒) 5% ~12%	(11%~12%⇒) 5% ~12%	(22%~24%⇒) 10% ~24%
法定住宅積立金負担率合計				5% ~12%	5% ~12%	10% ~24%

注1. 労災保険は企業の所属業界のリスク等級を基に、社会保険管理中心が上記範囲で納付比率を決定します。

注2. 唐山市の基数改定に関する詳細はまだ公表されておりません。

【その他政策改定】

(1) 身体障害者雇用保障金の基数上限を所在地区の平均賃金の2倍から1倍に引き下げ

中国では身体障害者雇用促進を目的として、企業等に対して在籍従業員数に応じて一定の割合の身障者を雇用することを求めており、規定の割合の身障者を雇用していない場合には身体障害者の労働権利を保証するための政府性基金としての身障者就業保障金（以下「残保金」）を拠出することが義務付けられており、通常は所轄の税務局が代理徴収手続きを行っています。

① 徴収基準

徴収基準＝（前年度の雇用単位の在職従業員の人数×所在地の人民政府の規定する身障者就業の手配比率－前年度に雇用単位が実際に雇用していた身障者就業人数）×前年度の雇用単位の在職従業員の年平均賃金

② 上限設定

【国家税務総局より民間経済の更なる発展の支持とサービスの実施に係る若干措置に関する通知】を徹底するため、天津市では、企業の負担を更に軽減することを目的として、身障者雇用保障金の上限について、2018年は「年間平均賃金の3倍から2倍」に引き下げが行われ、今年はさらに「年間平均賃金の1倍」に引き下げられました。北京市では、現在の規定はまだ2倍で、今後引き下げられるかは未明確です。

③ 徴収比率及び納付期限（北京市&天津市）

地区	徴収比率	上限	納付期限
北京	(1.7%⇒) 1.5%	未確定	2019年08月～09月
天津	1.5%	100,731元 ※天津市城鎮非私営企業 2018年間平均賃金の1倍	2019年09月～11月

(2) 医療保険と生育保険の一本化

2019年3月に国務院弁公室より「全面的に生育保険及び従業員基本医療保険の一本化推進の実施に関する意見」（国弁発〔2019〕10号）を公布し、2019年6月1月から、従来の医療保険及び生育保険を一本化する方針が明らかにされました。実施後は、これまでの5種類の法定社会保険が4種類に集約されます。但し、7月25日現在では、北京市においても天津市においてもまだ実施はされておらず、いつから切り替えが行われるかは明らかにされていません。

以上